



令和 8 年 6 月 8 日
九州地方整備局
八代河川国道事務所

建設発生土の受入地を募集します

国土交通省八代河川国道事務所において整備を進めている熊本天草幹線道路「宇土道路」においては、現在、改良工事等を進めているところです。

今回、建設発生土の有効な活用を図るため以下のとおり民間事業等の受入地の募集を行います。

窪地の埋め立てや低地の嵩上げ等を目的に埋め立て(盛土)を実施される事業を、建設発生土の受入地として募集します。

なお、応募要件などの詳細な情報につきましては、八代河川国道事務所のホームページ (<http://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/>) にて掲載しておりますのでご確認ください。

◆応募期間

令和8年6月8日(月)～令和8年7月15日(水)

◆発生場所

熊本県宇土市長浜町地内(別添-1)

◆受入地の要件

- ・発生場所(宇土市長浜町地内)から土砂運搬距離が20km未満に存在すること。
- ・1カ所の埋立(盛土)土量が5,000立方メートル程度を超えること。

問い合わせ先



国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所

工務第二課長 じげ 地下 ともゆき 智行(内線411)

TEL 0965-32-4135(代表)

八代河川国道事務所の道路事業に伴う建設発生土の受入地募集要領

1. 応募の趣旨

国土交通省 八代河川国道事務所にて整備を進めている「宇土道路」は、熊本市と天草市を結ぶ熊本天草幹線道路の一部を構成しています。国道57号の特殊通行規制区間などの危険箇所の回避、交通混雑緩和及び地域振興を支援し、地域活性化に寄与することを目的とした、熊本県宇土市城塚町から熊本県宇土市上網田町間の延長6.7kmの自動車専用道路です。

これまで工事による建設発生土は、道路内の関連工事での活用を行っていますが、工事の効率化・コスト縮減等を考慮した事業推進を行いたいと考えて、今回、窪地の埋立や低地の嵩上げなどを目的に埋立（盛土）を実施する事業を、建設発生土の受入地として募集することとしました。

2. 発生土

- (1) 場 所 ……熊本県宇土市長浜町地内
- (2) 時 期 ……令和8年度以降3～5年
- (3) 土質等 ……粘性土、砂質土、礫質土、岩砕等、産業廃棄物及び汚染土壌を含まない全ての土

注) 上記の時期は、現在の大まかな目安であり、事業進捗状況等により発生時期、土量の変更が予測され、埋立（盛土）時期、土量を約束するものではありません。

3. 応募要件

(1) 土地（発生土の受入地）の要件

- ①発生場所（宇土市長浜町地内）（別添ー1）から土砂運搬距離が20km未満に存在すること。
- ②1カ所の埋立（盛土）土量が5,000立方メートル程度を超えること。
- ③大型ダンプトラック（10t車）で発生土の搬入ができること。又は搬入路の整備が可能なこと
- ④法律、関係条例等上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了或いは発生土の搬入までに完了が見込まれること。

(2) 応募できる方

- ①(1)の土地を所有或いは貸借されている方。（ただし、貸借の場合は、所有者の同意が必要です）
- ②「八代河川国道事務所の道路事業に伴う建設発生土の受入れに関する覚書」（別添ー2を基本に八代河川国道事務所長と応募者が定める）を締結できる方

4. 応募期間及び方法

- (1) 応募期間 令和8年6月8日(月)～令和8年7月15日(水)
- (2) 必要書類 次の書類を、郵送又は持込にて提出してください。
 - ①建設発生土受入申込用紙(別添-3)
 - ②土地(発生土の受入地)の範囲と位置及び搬入路を示した地図
 - ③埋立(盛土)等の許可が完了している場合は許可証の写し
 - ④土地(発生土の受入地)が貸借の場合は、所有者の同意書

5. 応募後

応募いただいた土地について、土地の形状、周辺の状態、搬入経路、関係法令等の調査・確認を令和8年9月までに、当事務所にておこないます。

調査・確認は、現地調査及び応募者へのヒアリング等でおこないますので、ご協力をお願いいたします。

その結果、埋立(盛土)に適した土地と認められれば、「八代河川国道事務所の道路事業に伴う建設発生土の受入れに関する覚書」を協議、締結させていただくこととなります。

なお、覚書の協議、締結時期は、令和8年10月以降を予定しています。

6. その他留意事項

- ①不正な利益(暴力団等の資金獲得活動等)を得る目的で、発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。
- ②搬入した土砂を営利目的に使用したり、他の箇所へ搬出することはできません。
- ③発生土の搬入(ダンプトラック等からの積み卸まで)は、国土交通省八代河川国道事務所が行います。
- ④搬入された発生土の敷均し、締固め等の整地は、応募者によりおこなっていただきます。
- ⑤発生土の搬入完了後の土砂及び土地(発生土の受入地)の管理については、応募者の責任において行っていただきます。
- ⑥発生土の搬入時には、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないよう、地域住民の皆様等への事前周知などの対応は、応募者にて確実に実施して下さい。

7. 問い合わせ及び提出先

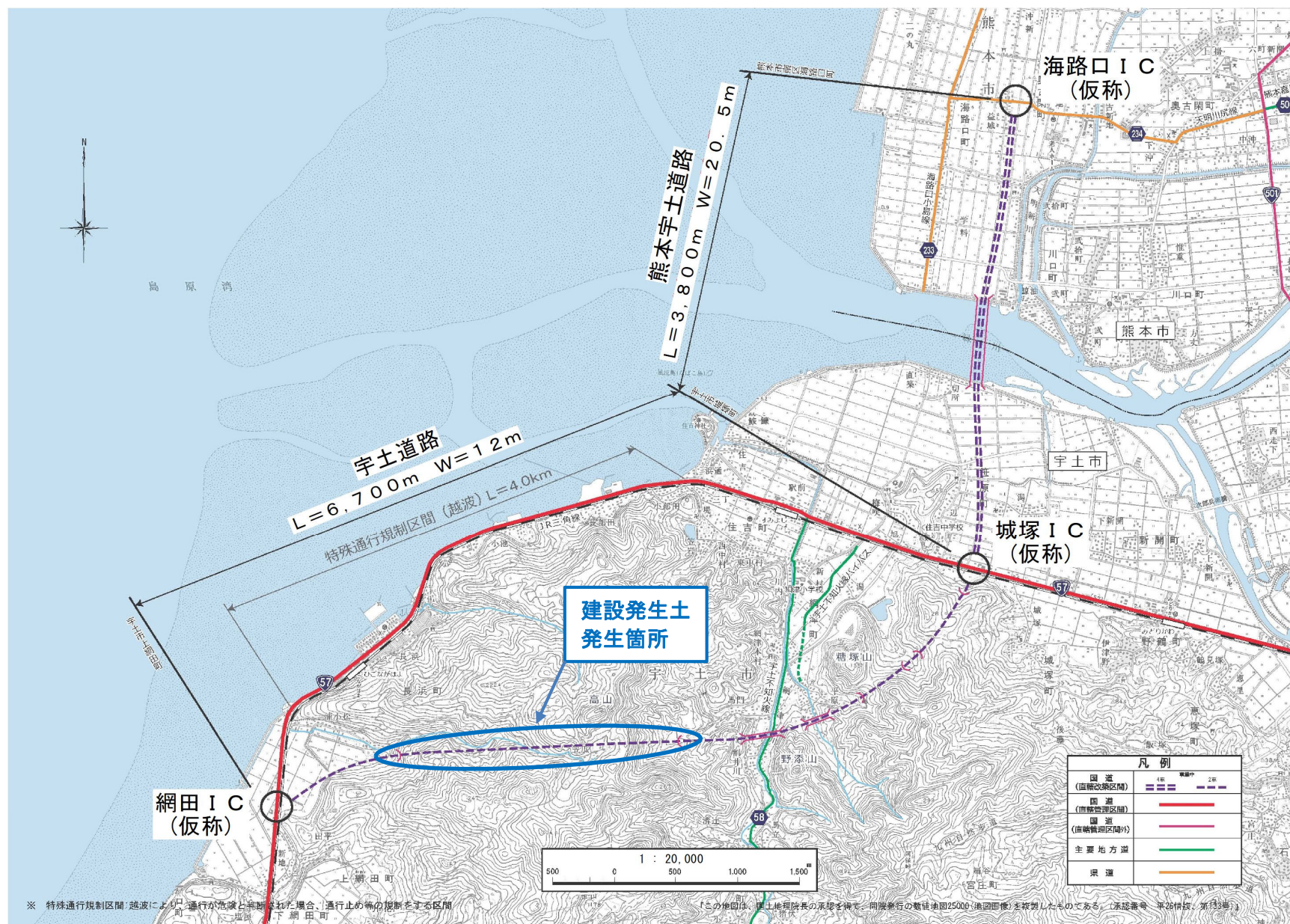
国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所

〒866-0831 八代市萩原町1丁目708-2

TEL 0965-32-7456

FAX 0965-32-1596

担当 工務第2課 じげ おおかわ まつざと 地下、大川、松里



八代河川国道事務所の道路事業に伴う建設発生土の受け入れに関する覚書（案）

国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所長を「甲」、〇〇〇〇〇を「乙」として覚書を締結する。

- 第 1 条 本覚書は、覚書の締結から令和〇〇年〇〇月〇〇日迄とする。
但し、甲のおこなう道路事業の進捗により、締結期間は変更できるものとするが、締結期間を変更する場合は、前年度までに乙へ通知するものとする。
- 第 2 条 甲は、令和 8 年度より乙の所有する〇〇市〇〇町〇〇番地（以下「敷地」という）へ建設発生土の搬入を行うものとする。
2 搬入する建設発生土は、粘性土・砂質土・礫質土・岩砕等々、産業廃棄物及び汚染土壌を含まない全ての土とする。
3 搬入する建設発生土は、概ね〇〇立方メートルを予定しているが、他の公共事業から建設発生土の搬入要請があった場合、他の応募者への搬入が明らかにコスト的に有利な場合、または事業進捗に伴う精査により発生土量が減る場合等、予定土量を搬入出来ないは、予定土量を保証するものではない。
- 第 3 条 甲は、年度毎の搬入土量及び時期を前年度末までに、乙に通知する。
- 第 4 条 乙は、本覚書の締結期間内に甲が搬入する建設発生土以外の土砂等を敷地に受入れる場合、あらかじめ甲に通知するとともに産業廃棄物及び汚染土壌等を含む土砂を受入れてはならない。
- 第 5 条 乙は、建設発生土の搬入開始前までに、敷地の埋立（盛土）に必要な法律、条例等の手続き完了させ、その許可書等の写しを甲に提出するものとする。
2 乙は、建設発生土の搬入開始前までに、敷地内の支障となる物件等の移設解体及び立木の伐採・抜根等を行い発生土の受入れ準備を整えるものとする。
3 乙は、建設発生土の搬入開始前までに、周辺住民・事業所等に対し、埋立（盛土）による建設発生土の受入れを周知し、住民等の理解を得るとともに周知の状況を甲に報告するものとする。
- 第 6 条 建設発生土搬入に対する住民からの苦情・問い合わせ等については、甲・乙が協力のうえ速やかに対応する。
- 第 7 条 建設発生土の敷地への運搬・積み卸し（投入）までは、甲が行うものとする。
2 敷地内での建設発生土の運搬車両の誘導は、乙が行うものとする。
3 建設発生土の運搬車両の敷地外への誘導及び車両の清掃施設等の必要が生じた場合は、甲が行うものとする。

4 敷地の埋立（盛土）に必要な建設発生土の敷均し、締め固め及び法面の処理、雨水等の処理は、乙が行うものとする。

5 乙は、甲の建設発生土の搬入計画（敷地の1日当り受入可能土量を勘案し、別途甲が作成）に支障とならないように、敷均し等の敷地内の運営を行わなければならない。

なお、搬入計画に支障をきたすと判断される場合は、第2条3項の予定土量に達していなくても搬入を中止する場合がある。

第8条 甲の建設発生土の搬入計画により、搬入路の拡幅や待避所の設置等搬入路の整備が必要な場合は、甲が整備を行うものとする。

但し、本覚書の締結期間完了後も整備した搬入路を残す場合は、整備に必要な用地は、乙が確保するものとする。

第9条 覚書締結期間及び完了後の敷地の保全対策は、乙において行うものとし、埋立（盛土）に伴って、不都合が生じた場合は、乙が対処するものとする。

第10条 乙は、営利目的や不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等の不正な行為）を得る目的で、建設発生土の利用を行うことは出来ないものとする。

不正な行為が発覚した場合は、警察等関係機関に通報するとともに、建設発生土の搬入を終了する。

第11条 乙は、搬入された建設発生土を覚書締結期間及び完了後も敷地外に運び出さないものとする。

第12条 乙は、覚書締結期間完了後、すみやかに別紙「確認書」を甲に提出するものとする。

（雑則） この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（附則） この覚書は、令和8年〇月〇日から実施する。
この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

令和8年〇月〇日

（甲）国土交通省 九州地方整備局
八代河川国道事務所長

（乙）〇〇〇 〇〇〇〇〇

確 認 書

令和8年〇月〇日付け「八代河川国道事務所の道路事業に伴う建設発生土の受け入れに関する覚書」に基づく、当方の所有する土地（〇〇市〇〇町〇〇番地）への建設発生土の搬入が完了したことを確認しました。

今後、搬入された建設発生土を含む土地の維持管理及び隣接所有者等土地に関する調整については、一切の責任を当方が持ちます。

国土交通省 九州地方整備局
八代河川国道事務所長 殿

(日付) 令和〇〇年〇〇月〇〇日
(住所) 〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇
(氏名) 〇〇 〇〇〇

(別添-3)

令和 年 月 日

建設発生土受入申込書

国土交通省 九州地方整備局
八代河川国道事務所長 あて

郵便番号

住 所

氏 名

建設発生土の受入について、下記のとおり申し込みます。

○土地（発生土の受入地）

土地の住所	
土地の所有者	
土地の用途指定等の状況	
埋立（盛土）面積	平方メートル
埋立（盛土）土量	立方メートル
発生土の受入時期	令和 年 月～令和 年 月
1日当りの受入可能土量	立方メートル
発生土の受入費用	無料or有料（ 円/DT（10t車）1台）
発生土の搬入路	市道〇〇線
埋立（盛土）に必要な法律、条例等の手続き	
手続き等の許可状況	取得済みor令和 年 月までに取得予定

○連絡先

担 当 者：

電 話 番 号：

（内線）